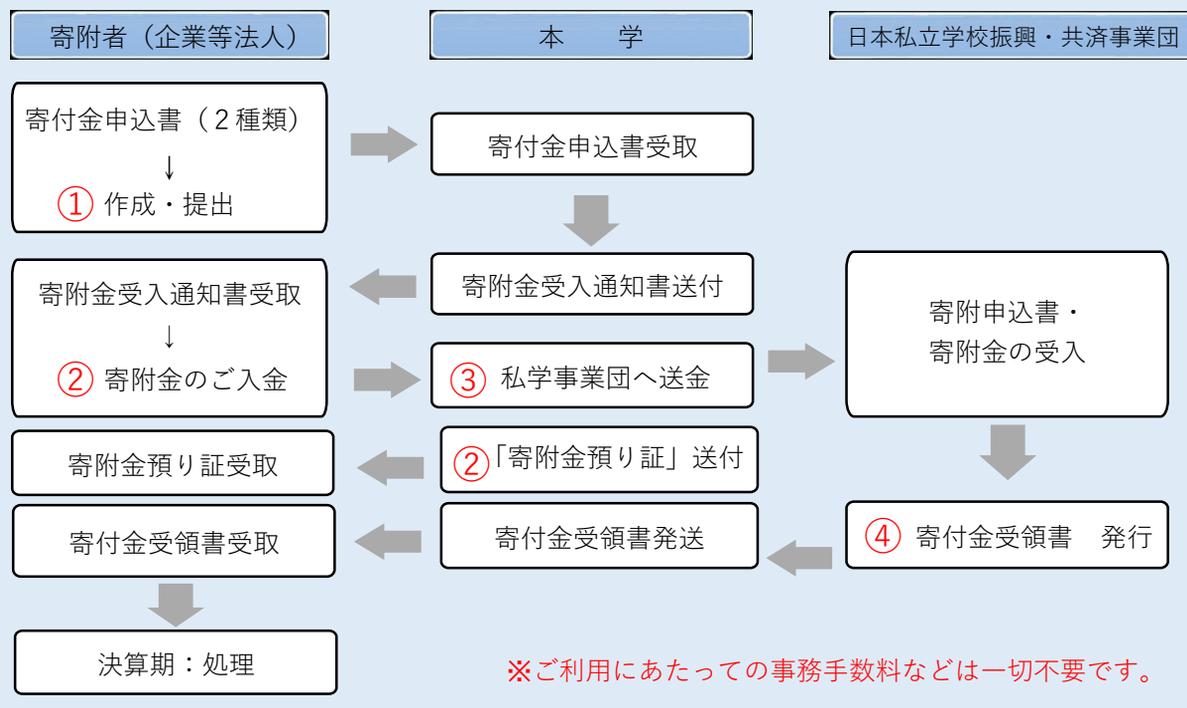


「受配者指定寄付金制度」 利用によるご寄附のお申込について

「受配者指定寄付金制度」 おおまかなお手続きのながれ

- ① 「寄付金申込書」（本学宛・事業団宛の2種）を本学へご提出ください。本学での処理ののち、「寄付金受入通知書」を送付いたします。
- ② 「寄付金受入通知書」に従い、ご寄附を本学へご入金ください。ご入金確認後、本学より「寄付金預り証」を送付いたします。
- ③ 本学より事業団へ、いただいたご寄附を送金いたします。
- ④ 事業団への送金完了後「寄付金受領書」が発行されますので、本学を經由して送付いたします。免税措置にはこの「寄付金受領書」が必要です。

※およそ1ヶ月～2ヶ月のお時間を要します。



【ご注意ください】

- 損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要です。受領書の日付は、寄付金が事業団へ入金された日となります。
- 受領書をお手元にお届けするまでに、本学へお申し込みいただいてからおよそ1ヶ月～2ヶ月程度のお時間を要します。決算日にご注意くださいますようお願いいたします。
なお、従来どおり、「特定公益増進法人に対する寄付金」としても受け付けております。こちらの制度は、一定の限度額までが損金に算入でき、算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。比較的短期間で事務処理が終了いたします。

いただいたご寄附は、本学の教育研究・施設設備の整備等、様々な事業に活かしてまいります。多くの皆様に特段のご支援を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

【お問合せ】

学校法人総持学園 鶴見大学 総務部総務課
〒230-8501 横浜市鶴見区鶴見2-1-3
TEL：045-574-8627 FAX：045-574-8688